

<講座用テキスト：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和5年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 労働基準法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
203	時効のまとめ表 1 段目（2年）の欄 ・休業手当請求権 ・年次有給休暇の賃金請求権	2 項目とも「削除」

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

特になし

3. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
21	条文内 8) の 3 行目 若しくは解離性大動脈瘤	、重篤な心不全若しくは大動脈解離
92	ちょっとアドバイス 一つ目の□介護補償給付の額の上限度額等 ・171,650 円 ・85,780 円 ・75,290 円 ・37,600 円	・172,550 円 ・86,280 円 ・77,890 円 ・38,900 円

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

特になし

4. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
41	<p>ここをチェック 1つ目□2行目</p> <p>「失業認定申告書」に受給資格者証（公共職業安定所が作成する求職活動に関する計画の交付を受けた者）あつては、当該計画及び受給資格者証を添えて提出した上、～</p>	<p>受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）失業認定申告書を提出した上、～</p>
	<p>※同じ趣旨で「施行規則」について所要の整備が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証 →雇用保険受給資格通知の交付を受けた場合 ・雇用保険高年齢受給資格者証 →雇用保険高年齢受給資格通知の交付を受けた場合 ・雇用保険特例受給資格者証 →雇用保険特例受給資格通知の交付を受けた場合 ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証 →教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合 	

◆誤記等訂正表

特になし

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後												
37	<p>ここをチェック 1つ目□①②の表 差替え</p>	<p>◆令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇用保険率</th> <th>うち失業等給付・育児休業給付に係る率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1,000分の15.5</td> <td>(1,000分の12)</td> </tr> <tr> <td>農林水産業及び清酒製造業</td> <td>1,000分の17.5</td> <td>(1,000分の14)</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>1,000分の18.5</td> <td>(1,000分の14)</td> </tr> </tbody> </table>		雇用保険率	うち失業等給付・育児休業給付に係る率	一般の事業	1,000分の15.5	(1,000分の12)	農林水産業及び清酒製造業	1,000分の17.5	(1,000分の14)	建設の事業	1,000分の18.5	(1,000分の14)
	雇用保険率	うち失業等給付・育児休業給付に係る率												
一般の事業	1,000分の15.5	(1,000分の12)												
農林水産業及び清酒製造業	1,000分の17.5	(1,000分の14)												
建設の事業	1,000分の18.5	(1,000分の14)												

93	②延滞金の割合の表の見出し 令和4年 ※社会保険科目も共通	令和5年
----	-------------------------------------	------

◆誤記等訂正表

特になし